

訓令番号	訓令名	所管名	公布年月日
訓令第1号	さいたま市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人事課	平成31年3月8日
訓令第2号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課	平成31年3月29日
訓令第3号	さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令	総務課	平成31年3月29日
訓令第4号	さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令	保健総務課	平成31年3月29日
訓令第5号	さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職員課	平成31年3月29日

さいたま市訓令第1号

さいたま市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間の割振り及び休憩時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 職員の休憩時間は1時間とし、午後零時から午後1時までとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、育児、介護、障害又は業務上の都合により早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児若しくは介護を行うためのものとして、若しくは職員の障害の特性等に</u> <u>応じて、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。</u></p> <p>(特例)</p> <p><u>第3条</u> 所属長は、勤務の特殊性その他の事由により前条の規定によることができない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について総務局人事部長と協議の上定めることができる。</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(休憩時間)</p> <p><u>第3条</u> 職員の休憩時間は1時間とし、午後零時から午後1時までとする。</p> <p>(特例)</p> <p><u>第4条</u> 所属長は、勤務の特殊性その他の事由により前2条の規定によることができない場合は、その勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間について総務局人事部長と協議の上定めることができる。</p> <p>第5条 [略]</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第2号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																
<p>(代決)</p> <p>第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次の表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる代決権者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決裁権者</th> <th style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td>本庁の主管部長、事務分掌規則第13条第4項に規定する情報統括監、同条第5項に規定する危機管理監、同条第6項に規定する行政管理監又は第1類事業所の長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計管理者</td> <td>出納室長（会計管理者が出納室長を兼ねるときは、<u>会計管理者があらかじめ指定した職員</u>）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td>(1) [略] (2) <u>事務分掌規則第13条第4項に規定する情報統括監及び同条第5項に規定する危機管理監（それぞれその所管する事務に限る。）</u> (3) [略] (4) [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>事務分掌規則第13条第3項に規定する広報監及び同条第6項に規定する行政管理監（それぞれその所管する事務に限る。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者	[略]		局長	本庁の主管部長、事務分掌規則第13条第4項に規定する情報統括監、同条第5項に規定する危機管理監、同条第6項に規定する行政管理監又は第1類事業所の長	[略]		会計管理者	出納室長（会計管理者が出納室長を兼ねるときは、 <u>会計管理者があらかじめ指定した職員</u> ）	[略]		局長	(1) [略] (2) <u>事務分掌規則第13条第4項に規定する情報統括監及び同条第5項に規定する危機管理監（それぞれその所管する事務に限る。）</u> (3) [略] (4) [略]	部長	(1)・(2) [略] (3) <u>事務分掌規則第13条第3項に規定する広報監及び同条第6項に規定する行政管理監（それぞれその所管する事務に限る。）</u>	<p>(代決)</p> <p>第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次の表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる代決権者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決裁権者</th> <th style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td>本庁の主管部長、事務分掌規則第13条第5項に規定する危機管理監、同条第6項に規定する行政管理監、<u>同条第8項に規定する情報統括監</u>又は第1類事業所の長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計管理者</td> <td>出納室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td>(1) [略] (2) [略] (3) [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>(1)・(2) [略] (3) <u>事務分掌規則第13条第3項に規定する広報監、同条第6項に規定する行政管理監及び同条第8項に規定する情報統括監</u></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者	[略]		局長	本庁の主管部長、事務分掌規則第13条第5項に規定する危機管理監、同条第6項に規定する行政管理監、 <u>同条第8項に規定する情報統括監</u> 又は第1類事業所の長	[略]		会計管理者	出納室長	[略]		局長	(1) [略] (2) [略] (3) [略]	部長	(1)・(2) [略] (3) <u>事務分掌規則第13条第3項に規定する広報監、同条第6項に規定する行政管理監及び同条第8項に規定する情報統括監</u>
決裁権者	代決権者																																
[略]																																	
局長	本庁の主管部長、事務分掌規則第13条第4項に規定する情報統括監、同条第5項に規定する危機管理監、同条第6項に規定する行政管理監又は第1類事業所の長																																
[略]																																	
会計管理者	出納室長（会計管理者が出納室長を兼ねるときは、 <u>会計管理者があらかじめ指定した職員</u> ）																																
[略]																																	
局長	(1) [略] (2) <u>事務分掌規則第13条第4項に規定する情報統括監及び同条第5項に規定する危機管理監（それぞれその所管する事務に限る。）</u> (3) [略] (4) [略]																																
部長	(1)・(2) [略] (3) <u>事務分掌規則第13条第3項に規定する広報監及び同条第6項に規定する行政管理監（それぞれその所管する事務に限る。）</u>																																
決裁権者	代決権者																																
[略]																																	
局長	本庁の主管部長、事務分掌規則第13条第5項に規定する危機管理監、同条第6項に規定する行政管理監、 <u>同条第8項に規定する情報統括監</u> 又は第1類事業所の長																																
[略]																																	
会計管理者	出納室長																																
[略]																																	
局長	(1) [略] (2) [略] (3) [略]																																
部長	(1)・(2) [略] (3) <u>事務分掌規則第13条第3項に規定する広報監、同条第6項に規定する行政管理監及び同条第8項に規定する情報統括監</u>																																

	(4)~(6) [略]
課長	(1) [略] (2) 事務分掌規則第1条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、 <u>情報政策部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部</u> の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの。 (3)~(6) [略]

別表第2 (第3条関係)

共通専決事項

1~6 [略]

7 財産管理

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1~5 [略]				
6 公有財産の貸付け(無償貸付及び減額貸付に限る。))の決定及び契約に関する こと。 (1) 新規	減額前貸 付料年額 又は総額 1件~1 0.0万円	減額前貸 付料年額 又は総額 1件~5 0.0万円	減額前貸 付料年額 又は総額 1件5.0 0万円~	
(2) 更新	減額前貸 付料年額 又は総額 1件~1 0.0万円	減額前貸 付料年額 又は総額 1件~2 0.0万円	減額前貸 付料年額 又は総額 1件2, 0.0万円~	
7~13 [略]				

8 [略]

備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

	(4)~(6) [略]
課長	(1) [略] (2) 事務分掌規則第1条に規定する都市経営戦略部、行財政改革推進部、 <u>シティセールス部、オリンピック・パラリンピック部、東部地域・鉄道戦略部及び区政推進部</u> の参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの。 (3)~(6) [略]

別表第2 (第3条関係)

共通専決事項

1~6 [略]

7 財産管理

専決事項	課長	部長	局長	副市長
1~5 [略]				
6 公有財産の貸付け(無償貸付及び減額貸付に限る。))の決定及び契約に関する こと。			○	
7~13 [略]				

8 [略]

備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

総務部			
課所名	専決事項	課	部 局 副

人事部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
人事課	1～6 [略]				
職員課	1～6 [略] 7 報酬の額（さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第37号）別表第18項に規定するものに限る。）を決定し、又は改定すること。			○	
[略]					

[略]

市民局

市民生活部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
人権政策・男女共同参画課	1 さいたま市男女共同参画推進センター条例（平成15年さいたま市条例第78号）に基づく利用の許可及び利用の許可の取消し等を行うこと。 2 さいたま市隣保館条例（平成13年さいたま市条例第184号）に基づく利用の許可及び利用の許可の取消し等を行うこと。	○			
[略]					

[略]

					長	長	長	市長
人権政策推進課	1 さいたま市隣保館条例（平成13年さいたま市条例第184号）に基づく利用の許可、利用許可の取消し等を行うこと。	○						

人事部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
人事課	1～6 [略] 7 旧姓の使用及び使用の中止を承認すること。		○		
職員課	1～6 [略] 7 報酬の額（さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第37号）別表第16項に規定するものに限る。）を決定し、又は改定すること。			○	
[略]					

[略]

市民局

市民生活部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
男女共同参画課	1 さいたま市男女共同参画推進センター条例（平成15年さいたま市条例第78号）に基づく利用の許可及び利用の許可の取消し等を行うこと。	○			
[略]					

[略]

[略]

保健福祉局

[略]

福祉部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
[略]					
障害政策課	1～5 [略]				
	6 [略]				
[略]					
国民健康保険課	1～6 [略]				
	7 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による医療に係る診療報酬明細書の再審査を決定すること。</u>	○			
	8 <u>国民健康保険法</u> の規定による医療に係る柔道整復施術療養費の支給を決定すること。	○			
	9 <u>国民健康保険法</u> の規定による医療に係る移送費を決定すること。	○			
10 <u>国民健康保険法</u> に	○				

[略]

保健福祉局

[略]

福祉部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
[略]					
障害政策課	1～5 [略]				
	6 <u>さいたま市さくら草学園管理規則（平成13年さいたま市規則第109号）に基づく利用時間の変更をすること。</u>	○			
	7 <u>さいたま市杉の子園管理規則（平成13年さいたま市規則第110号）に基づく利用時間の変更をすること。</u>	○			
	8 [略]				
	9 <u>さいたま市はるの園条例施行規則（平成23年さいたま市規則第4号）に基づく利用時間の変更をすること。</u>	○			
[略]					
国民健康保険課	1～6 [略]				
	7 <u>国民健康保険及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「改正前の老人保健法」という。）の規定による医療に係る診療報酬明細書の再審査を決定すること。</u>	○			
	8 <u>国民健康保険及び改正前の老人保健法</u> の規定による医療に係る柔道整復施術療養費の支給を決定すること。	○			
	9 <u>国民健康保険及び改正前の老人保健法</u> の規定による医療に係る移送費を決定すること。	○			
10 <u>国民健康保険法</u> （	○				

基づく第三者行為及び不当利得を処理すること。

[略]

[略]

子ども未来局

子ども育成部	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
子育て支援政策課						
	1	[略]				
	2	[略]				

昭和33年法律第192号)及び改正前の老人保健法に基づく第三者行為及び不当利得を処理すること。

[略]

[略]

子ども未来局

子ども育成部	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
子育て支援政策課	1	<u>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の設置の認可及びその取消し並びに廃止又は休止の承認をすること。</u>				○
	2	<u>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の設置及び運営の改善勧告、改善命令及び業務停止命令をすること。</u>				○
	3	[略]				
	4	[略]				
	5	<u>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の4第1項の規定による命令、同条第2項の規定による期間の更新及び同条第6項の規定による命令の取消しをすること。</u>				○
	6	<u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の規定による許可、第10条第1項又は第13条第2項の規定による許可証の交付、第15条の規定による改善命令、第16条第1項の規定による許可の取消し及び同条第2項の規定によ</u>				○

[略]					

幼児未 来部					
課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市 長
幼児政 策課	1 幼児教育及び認可外 保育施設に係る助成の 実施及び決定を行うこ と。 2・3 [略]	○			
[略]					

子ども 家庭総 合セン ター					
課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市 長
総務課	1 助産施設、乳児院、 母子生活支援施設、児 童養護施設等の設置の 認可及びその取消し並 びに廃止又は休止の承 認をすること。 2 助産施設、乳児院、 母子生活支援施設、児 童養護施設等の設置及 び運営の改善勧告、改 善命令及び業務停止命 令をすること。 3 児童虐待の防止等に 関する法律（平成12 年法律第82号）第1 2条の4第1項の規定 による命令、同条第2 項の規定による期間の 更新及び同条第6項の 規定による命令の取消 しをすること。 4 民間あっせん機関に よる養子縁組のあっせ んに係る児童の保護等 に関する法律（平成2 8年法律第110号）			○	
				○	
			○		
				○	

	る停止の命令をするこ と。				
[略]					

幼児未 来部					
課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市 長
幼児政 策課	1 幼児教育に係る助成 の実施及び決定を行う こと。 2・3 [略]	○			
[略]					

第6条第1項の規定による許可、第10条第1項又は第13条第2項の規定による許可証の交付、第15条の規定による改善命令、第16条第1項の規定による許可の取消し及び同条第2項の規定による停止の命令をすること。

総合療育センターひまわり学園

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
総務課 ・医務課 ・育成課 ・療育センター さくら草（共通）	[略]				
総務課	1 さいたま市さくら草学園管理規則（平成13年さいたま市規則第109号）に基づく利用時間の変更をすること。	○			
	2 さいたま市杉の子園管理規則（平成13年さいたま市規則第110号）に基づく利用時間の変更をすること。	○			
	3 さいたま市はるの園条例施行規則（平成23年さいたま市規則第4号）に基づく利用時間の変更をすること。	○			

[略]

区役所

[略]

健康福

総合療育センターひまわり学園

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
総務課 ・医務課 ・育成課 ・療育センター さくら草（共通）	[略]				

[略]

区役所

[略]

健康福

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
[略]					
支援課	1～12 [略]				
	13 [略]				
	14 [略]				
	15 [略]				
	16 [略]				
	17 [略]				
[略]					
備考 [略]					

課所名	専決事項	課長	部長	区長	副市長
[略]					
支援課	1～12 [略]				
	13 難病患者手術見舞 金の支給を決定するこ と。				○
	14 [略]				
	15 [略]				
	16 [略]				
	17 [略]				
	18 [略]				
[略]					
備考 [略]					

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第3号

さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

さいたま市副市長事務分担規程（平成25年さいたま市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(分担事務等) 第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。		(分担事務等) 第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。	
副市長	担当事務	副市長	担当事務
[略]		[略]	
高橋篤	都市戦略本部に関する事務（ <u>行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務を除く。</u> ）、 <u>財政局、スポーツ文化局、保健福祉局、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務</u>	高橋篤	都市戦略本部に関する事務（ <u>東部地域・鉄道戦略部に関する事務を除く。</u> ）、 <u>財政局、スポーツ文化局、保健福祉局、子ども未来局及び出納室に関する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事務</u>
松本勝正	都市戦略本部に関する事務（ <u>行財政改革推進部及び未来都市推進部に関する事務以外の事務</u> にあっては、副担当）、 <u>財政局（副担当）、環境局、経済局、都市局及び建設局に関する事務、農業委員会事務局の職員に補助執行させる事務並びに農業委員会との連絡調整に関する事務</u>	松本勝正	都市戦略本部に関する事務（ <u>東部地域・鉄道戦略部に関する事務以外の事務</u> にあっては、副担当）、 <u>財政局（副担当）、環境局、経済局、都市局及び建設局に関する事務、農業委員会事務局の職員に補助執行させる事務並びに農業委員会との連絡調整に関する事務</u>
2・3	[略]	2・3	[略]

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第4号

さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程（平成14年さいたま市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 課長 規則第5条第2号に規定する課長をいう。</u></p> <p>(代決)</p> <p>第6条 急ぎの決裁を必要とするときで、市長又は専決権者が不在のときは、次の区分によって代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">決裁権者</td> <td style="text-align: center;">代決権者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健所長</td> <td style="text-align: center;">課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(専決事項)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参事及び課長（以下「参事等」という。）の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。</p> <p>(2) <u>次長等</u>の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第9号から第11号までに限る。）すること。</p>	決裁権者	代決権者	[略]		保健所長	課長	[略]		<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 次長 規則第5条第2号に規定する次長をいう。</u></p> <p><u>(9) 課長 規則第5条第3号に規定する課長をいう。</u></p> <p>(代決)</p> <p>第6条 急ぎの決裁を必要とするときで、市長又は専決権者が不在のときは、次の区分によって代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">決裁権者</td> <td style="text-align: center;">代決権者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健所長</td> <td style="text-align: center;">次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>(専決事項)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>次長</u>及び課長（以下「次長等」という。）の病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。</p> <p>(2) <u>次長等</u>の職務に専念する義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第9号から第11号までに限る。）すること。</p>	決裁権者	代決権者	[略]		保健所長	次長	[略]	
決裁権者	代決権者																
[略]																	
保健所長	課長																
[略]																	
決裁権者	代決権者																
[略]																	
保健所長	次長																
[略]																	

<p>(3) <u>参事等</u>の勤務時間及び休憩時間の割振りをする こと。</p> <p>(4) <u>参事等</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令を すること。</p> <p>(5) <u>参事等</u>の週休日の振替え及び代休日の指定を すること。</p> <p>(6) <u>参事等</u>の出張命令（外国出張及び人材育成課 が主管する派遣研修を除く。）をすること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(3) <u>次長等</u>の勤務時間及び休憩時間の割振りをする こと。</p> <p>(4) <u>次長等</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令をす ること。</p> <p>(5) <u>次長等</u>の週休日の振替え及び代休日の指定を すること。</p> <p>(6) <u>次長等</u>の出張命令（外国出張及び人材育成課 が主管する派遣研修を除く。）をすること。</p> <p>(7) <u>次長（2人以上置かれる場合に限る。）の担 当事務を指定すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市訓令第5号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(産業医)</p> <p>第9条 <u>法第13条第1項</u>に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第6に定めるとおりとする。</p>	<p>(産業医)</p> <p>第9条 <u>法第13条</u>に規定する産業医（以下「産業医」という。）を置く箇所並びにその名称及び人数は、別表第6に定めるとおりとする。</p> <p><u>2 産業医は、法第13条第3項及び省令第14条第1項各号に掲げる事項を行うとともに、同条第2項及び省令第15条第1項に規定する職務を行う。</u></p>																
<p>(作業主任者)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(作業主任者)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>2 作業主任者は、法第14条に規定する事項を行う。</u></p>																
<p>(安全衛生委員会)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>安全衛生委員会は、開催の都度、省令第23条第4項各号に掲げる事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(安全衛生委員会)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>安全衛生委員会における議事は、すべて記録し、これを3年間保存しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p>																
<p>(安全衛生委員会の運営)</p> <p>第14条 <u>安全衛生委員会の運営について必要な事項は、安全衛生委員会</u>が定める。</p>	<p>(安全衛生委員会の運営)</p> <p>第14条 <u>安全衛生委員会の運営について必要な事項は、委員会</u>が定める。</p>																
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">総括安全衛生管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">箇所</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">充てる者の職</th> <th style="width: 25%;">総括安全衛生管理代理者に充てる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者					<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">総括安全衛生管理者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">箇所</th> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">充てる者の職</th> <th style="width: 25%;">総括安全衛生管理代理者に充てる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者				
箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者														
箇所	名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者														

				の職
[略]				
7	[略]			
8	環境局資源循環推進部大崎清掃事務所（同局施設部クリーンセンター大崎を含む。以下同じ。）	大崎清掃事務所総括安全衛生管理者	大崎清掃事務所長	大崎清掃事務所所長補佐
9	[略]			
[略]				
13	[略]			各学校副校長又は教頭
[略]				

別表第2（第5条関係）

安全管理者

箇所	名称	人数
[略]		
環境局資源循環推進部東清掃事務所	[略]	
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所安全管理者	1人
環境局施設部東部環境センター	[略]	
[略]		

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称	人数
[略]		
環境局資源循環推	[略]	

				の職
[略]				
7	[略]			
8	[略]			
9	環境局施設部クリーンセンター大崎（同局資源循環推進部大崎清掃事務所を含む。別表第7を除き以下同じ。）	クリーンセンター大崎総括安全衛生管理者	大崎清掃事務所長	クリーンセンター大崎所長
[略]				
13	[略]			各学校教頭
[略]				

別表第2（第5条関係）

安全管理者

箇所	名称	人数
[略]		
環境局資源循環推進部東清掃事務所	[略]	
環境局施設部東部環境センター	[略]	
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎安全管理者	1人
[略]		

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称	人数
[略]		
環境局資源循環推	[略]	

進部東清掃事務所		
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所衛生管理者	1人
環境局施設部東部環境センター	[略]	
[略]		

進部東清掃事務所		
環境局施設部東部環境センター	[略]	
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎衛生管理者	1人
[略]		

別表第4（第7条関係）

安全衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
環境局施設部西部環境センター	西部環境センター安全衛生推進者	西部環境センター所長
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎安全衛生推進者	クリーンセンター大崎所長
環境局施設部南部浄化センター	南部浄化センター安全衛生推進者	南部浄化センター所長
環境局施設部クリーンセンター西堀	[略]	

別表第4（第7条関係）

安全衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
環境局施設部クリーンセンター西堀	[略]	
建設局下水道部下 水処理センター	下水処理センター安全衛生推進者	下水処理センター所長

別表第5（第8条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校のうち職員が常時10人以上50人未満の学校	[略]	
教育委員会生涯学習部青少年宇宙科	青少年宇宙科学館衛生推進者	青少年宇宙科

別表第5（第8条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
教育委員会学校教育部に置かれる市立学校のうち職員が常時10人以上50人未満の学校	[略]	

学館		学館長
教育委員会生涯学習部博物館	[略]	
教育委員会生涯学習部うらわ美術館	うらわ美術館衛生推進者	うらわ美術館副館長
[略]		

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称	人数
[略]		
保健福祉局市立病院	[略]	2人
[略]		
環境局資源循環推進部東清掃事務所	[略]	
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所産業医	1人
環境局施設部東部環境センター	[略]	
[略]		

別表第7（第10条関係）

作業主任者

箇所	名称	人数	職務
[略]			
環境局施設部クリーンセンター西堀	[略]		

別表第8（第11条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]			

教育委員会生涯学習部博物館	[略]	
[略]		

別表第6（第9条関係）

産業医

箇所	名称	人数
[略]		
保健福祉局市立病院	[略]	1人
[略]		
環境局資源循環推進部東清掃事務所	[略]	
環境局施設部東部環境センター	[略]	
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎産業医	1人
[略]		

別表第7（第10条関係）

作業主任者

箇所	名称	人数	職務
[略]			
環境局施設部クリーンセンター西堀	[略]		
建設局下水道部下水処理センター	下水処理センターボイラー取扱作業主任者	1人	ボイラー及び圧力容器安全規則第25条第1項各号に掲げる事項

別表第8（第11条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]			

環境局資源循環推進部東清掃事務所	[略]		
環境局資源循環推進部大崎清掃事務所	大崎清掃事務所安全衛生委員会	1 大崎清掃事務所総括安全衛生管理者 2 指名安全管理者等 1人 3 大崎清掃事務所産業医 4 指名安全所属職員 6人 5 指名衛生所属職員 6人	大崎清掃事務所
環境局施設部東部環境センター	[略]		
[略]			

環境局資源循環推進部東清掃事務所	[略]		
環境局施設部東部環境センター	[略]		
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎安全衛生委員会	1 クリーンセンター大崎総括安全衛生管理者 2 指名安全管理者等 1人 3 クリーンセンター大崎産業医 4 指名安全所属職員 7人 5 指名衛生所属職員 7人	クリーンセンター大崎
[略]			

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。